

すべての沖縄のこどもたちの笑顔のためにこどもの医療費助成制度の拡充を求める意見書

沖縄県における子どもの貧困率は29.9%で全国平均の倍以上になっており、多くのご家庭で格差と貧困による生活困窮があります。必要なときに安心して医療機関を受診できることは、こどもたちの心身の健やかな成長のために必要不可欠であり、沖縄県民の要求でもあります。

自治体によるこども医療費助成制度は、この10年間で大きく広がりました。2017年4月1日現在、政府厚労省調べで、中学校卒業以上の年齢まで医療費助成をしている全国の自治体は、「通院外来」で1,500自治体（1,741自治体中）で86%、「入院」で1,646自治体で94.5%に達しています。

残念ながら、沖縄県内では「通院外来」で58%であり、大きな格差があります。

2018年4月より、自治体が独自に行うこども医療費助成に対し、政府が科してきたペナルティー（国民健康保険国庫補助金の削減）の一部（就学前まで）が廃止されました。少子化対策に逆行するものと自治体関係者からも意見が上がるなど長年の世論と運動の成果ではありますが、まだ不十分です。年齢制限をせず完全廃止すべきです。

すべての沖縄のこどもたちの笑顔のために、こどもの医療費助成制度における本土との格差を一日も早くなくすためにも国の制度化を早期に実現するよう求めるものです。

記

- 1 こどもの医療費助成制度を現物給付にした市町村の国保への国庫補助の削減（ペナルティー）は、すべて廃止すること。
- 2 どの地域に住んでいても、少なくとも義務教育の間は、こどもの医療を受ける権利を保障するために、国の制度として中学校卒業まで国の医療費無料制度を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月26日

糸 満 市 議 会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣